

平成17年12月13日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年12月13日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 議案第60号 | 平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第61号 | 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第62号 | 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第63号 | 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第64号 | 平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第65号 | 平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| | | （委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 2 | 議案第73号 | 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について（大綱質疑、委員会付託） |
| 日程第 3 | 議案第74号 | 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第75号 | 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第76号 | 鹿島市蟻尾山公園の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第77号 | 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 議案第78号 | 鹿島市干潟物産館の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第79号 | 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第80号 | 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 事務検査に関する動議 | |
-

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第60号～議案第65号

○議長（小池幸照君）

日程第1. 去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第60号から議案第65号までの平成16年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年11月11日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照 様

決算審査特別委員会

委員長 寺 山 富 子

決算審査特別委員会審査報告書

平成17年9月22日の本会議において付託されました、議案第60号「平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第61号「平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第65号「平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」は11月10日と11日の2日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長寺山富子君。

○決算審査特別委員長（寺山富子君）

平成17年9月22日の本会議において付託されました、議案第60号 平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定

について、議案第65号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定については、11月10日と11日の2日間にわたり委員会を開き、審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第98条の規定により報告をいたします。

では、決算審査特別委員長報告を申し上げます。

まず、財政課長より、平成16年度主要施策の成果についての説明と平成16年度一般会計の決算状況についての説明がありました。今回、主要施策の成果説明書に写真や地図を入れるなど、全面的に見直しをした説明がありました。

決算の概要につきましては、歳入では、市税が個人市民税、法人市民税の落ち込みなどから前年度比較 3.7%の減、地方交付税、臨時財政対策債につきましても、国の財政構造改革の一環として地方財政計画が大幅に圧縮されたことにより、それぞれ 6.7%、27.7%と大きなマイナスとなっている。また、起債事業の抑制により、投資的事業に充てた市債が20.8%の大幅な減となるなどで、歳入総額で 2.5%の減となっています。歳出では、人件費 6.1%の減、物件費 2.4%の減、扶助費で児童手当の制度改正などにより 5.1%の増など、制度的な増加分が顕著となっています。

歳入の目的別構成ですが、自主財源である市税は2割程度と小さく、依存財源の地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債などで7割近くを占める決算状況となっている。

歳出で特徴的なのは、民生費が歳出全体の4分の1を超えるところまで来ている。扶助費、公債費、人件費の義務的経費が5割前後で推移しており、これに社会保障関係費の国保、老人、介護事業への繰出金が急増している。県支出金では、協業化モデル事業やケーブル施設整備事業などの高額の寄附があったことから、それぞれ大きな増となっている。

前年対比増減の主なものでは人件費で、退職者数の減や職員数の減少などから 6.1%の減、扶助費では、児童手当の制度改正や知的障害者施設支援費の増額などにより 5.1%の増となっている。積立金では、16年度の財政不足に対応するため、減債基金に前年度積み立てを行っていたところから、その減少により46.7%と大幅な減となっている。投資的経費では、七浦小学校大規模改造事業やノリ協業化モデル事業の完了などから33.9%の大幅な減となっている。

地方債の現在高の状況であります。一般会計の16年度末残高は12,359,617千円で、前年度より 370,876千円の減となっていますとの報告がありました。

次に、監査委員より議案第60号から議案第65号までの6議案について、一括して決算審査の報告がありましたので、概要を申し上げます。

まず、審査の結果でございますが、各会計とも歳入歳出決算書並びに附属書類は関係法令等に従って作成されており、また、関係帳簿及び証拠書類等審査した結果、決算の計数に誤りはなく、正確であることが認められたとの報告がありました。

一般会計では、当初予算額は11,437,533千円でありましたが、その後、5回の補正により、最終決算額は12,313,411千円となっております。前年度比 156,487千円の減少、執行率は歳入でマイナス 1.2ポイント、歳出でマイナス 1.0ポイント、それぞれ下回っての執行となっている。

平成16年度は、これまでの鹿島市制50年の総仕上げの年との認識を持ち、第4次鹿島市総合計画の実現に向け、厳しい財政状況の中、収支のバランスをとりながら、市民生活に直結する福祉、教育、産業振興、土地基盤整備等が行われています。

財政運営面においては、効率的な予算執行が図られた結果、歳入決算額12,148,535千円に対し、歳出決算額は11,925,713千円となり、この結果、歳入歳出差引額は 222,822千円、うち翌年度への繰り越し財源49,601千円を含んでの黒字決算となっている。経常収支比率において96.8%で、前年度に比べ 5.2ポイント上回る指標悪化となり、依然として高い水準に位置している。実質収支率は 2.5%で望ましい指標内にあるが、公債費比率は17.8%で、やや割高である。起債制限比率は12.1%で、前年度と同率の決算結果となっている。一方、地方債残高は 2.9%減少しており、財政運営の努力がうかがえる。暫時、地方税、交付税等の歳入増加は期待しがたく、今後も厳しい財政状況が続くと思われる。したがって、中長期的視点に立ち、かつ費用対効果、目標達成といった観点から事務事業を見直し、創意工夫と経費節減等により健全な行財政運営を望むとの報告がありました。

次に、公共下水道特別会計について、歳入決算額は 1,255,737千円、歳出決算額は 1,255,737千円で、歳入歳出差引額はゼロ円となっている。

なお、公共下水道特別会計への一般会計からの繰入金は 573,142千円となっている。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については、歳入決算額14,483千円、歳出決算額14,479千円で、差引額 4千円は翌年度への繰越金として処理されている。起債の元利償還金としての14,310千円については、これまでと同様に一般会計から繰り入れ処理されている。

次に、国民健康保険特別会計については、歳入決算額 3,297,273千円、歳出決算額 3,301,233千円で、差し引き 3,960千円の歳入不足となっており、次年度歳入繰り上げ充て金で全額補てんされている。国庫支出金など、歳入全体の調定額に対する収入済率は91%、このうち国民健康保険税の徴収率は現年課税分で93.3%、滞納繰越分は 9.7%で、全体での徴収率は74.6%で、前年度より 0.8ポイント低下している。

医療費においては、1人当たりの費用額で前年度比 8.6%の増加に対し、その財源である国民健康保険税は1人当たりの調定額が前年度比 3.0%の減少となっており、保険税の収入も年々伸び悩んでいることの報告がありました。

次に、老人保健特別会計については、歳入決算額 3,793,669千円、歳出決算額 3,785,307千円で、差引額は 8,362千円の黒字決算となっているとの報告がありました。

次に、審査の過程における主なものについて、以下概要を申し上げたいと思います。

60数項目、127ページにわたる質疑、意見等が行われましたので、その一部だけを申し上げます。

1、遠距離通学児童生徒対策事業は、財政基盤強化計画の中で削られようとしているが、今後どうなるのかとの質疑に対し、今は小・中学校それぞれ4キロ、6キロ以上について、実際、距離だけあればという形で助成をしている。今後は、実際JRなりバス等を使っている方には満額、それ以外は30%程度ということでの見直しを考えているとの答弁がありました。

2、入札についての質疑で、市内業者、準市内業者、市外業者の入札の状況はどうなっているか、指名競争入札のやり方で何か不都合はあっていないかの質疑に対し、市内業者の落札件数82件、全体で667,147,950円、平均の落札率は94.6%、準市内業者が7件で118,681,500円、平均の落札率92.9%、市外業者が10件で194,544千円、平均落札率96.5%、経常JVが1件、26,985千円、落札率79.7%という状況であります。現時点で不都合があったというふうには理解していないとの答弁がありました。

3、街なみ環境整備事業を含め重伝建について、塩田の方が先に選定された経過の説明を。また、今後どのように進めていかれるのかの質疑に対しまして、一つの経過の中で、肥前浜につきましては酒蔵通りプラス庄金地区の草ぶきの家屋が全国的にも特色があるということで、文化庁としてはそちらも区域に入れてくれということで、今回、2地区での申請作業を進めている。塩田町の場合は、武雄に行く方向の広い範囲で建物が残っているが、塩田川の塩田津という区域で選定を今回出されている状況である。それらで塩田町の方が早く地域の関係とかができたのではないかとと思っているとの答弁がありました。

4、市税の未収額についてどのように取り組んでいるのか、税の値上げの検討について市長はどのように考えておられるのかとの質疑に対しまして、未収額は滞納まで合わせ市税で316,000千円程度ある。この対策は、臨戸徴収等を実施しながら直接面接をし、理解をいただく。不動産の差し押さえ、預貯金調査、生命保険の積立金の調査をし、その差し押さえをし、幾らかでも税の換価にしていきたい。いずれにしても、地道な徴収活動以外にない。税の値上げについては、財政基盤強化計画の中で示しているように、税のアップ、また、使用料のアップということは考えていないとの答弁がなされました。

5、職員採用について。現在において、これから退職される団塊の世代の人たちの人数と今後採用される人数がバランス的にどういうふうになっていくのかとの質疑に対しまして、ここ5年間で33名の職員が定年退職をする。財政基盤強化計画を策定中であるが、その計画では、5年間で11名の採用、実質22名の減。平成27年までに職員を225名にする計画でありますとの答弁がなされました。

6、ごみ収集運搬委託料がどのような計算に基づいて出されているのか、一般廃棄物の処

理の委託について入札等は可能かどうかという質疑に対しまして、委託料の計算ですが、給与等の人件費、通信運搬費、光熱水費、車両維持費、減価償却費、事務機器の貸借料などとその経費に対しての受益率を掛けて委託料等を算出している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設、人員及び財政的基礎、業務の実施に関しての経験など、基準に基づき現在の委託をしている。これは1年ごとに業者をかえるということには適さないと御理解をいただきたいとの答弁がありました。

7、在宅の要支援ということで、現在、地域型で3施設に相談等が任されているが、病院が1カ所、施設2カ所ということで、どうしても優先的な高齢者へのサービスがそこらの施設となり、病院になってしまっているという問題が出てきていると思うがとの質疑に対しまして、そういうこともあり、今後、介護保険法の改正があり、地域包括支援センターを設置します。ここら辺の若干の公平性というものも今後は解消していきたいとの答弁がありました。

8、児童福祉費の中で6,800千円の不用額が出ている。少子化対策の一環として、乳幼児の医療費に就学前の医療費の無料化をこういうお金ですべきと思うがとの質疑に対しまして、結果的に不用額として残っている。県でも乳幼児医療については検討されており、国の方でも就学前の無料化の話が出てきている。全国的な課題と受けとめ、今後も頑張っていきたいとの答弁がありました。

このほかにもいろいろな質疑、意見が出されておりますので、以下、その一部を御紹介いたします。

集落営農の整備状況について、情報の推進及び管理について、農地転用の状況について、商工業の振興対策について、原材料支給申請とその状況について、雇用対策について、児童公園の遊具設置について、16年度の市内での倒産または廃業の実態について、地方路線バスの維持について、同和事業問題について、イノシシ対策について、随契と入札についてなどなど、たくさんの意見、質疑、要望が出されました。

次に、一般会計終了後、特別会計を一括審議いたしましたので、その経過並びに審議過程を申し上げます。

1、国民健康保険への年代別の加入率についての質疑に対し、年代別というのはとっていないが、1万4,600人に対し、一般が9,300人程度で約64%、退職が1,500人程度で約10%、老人が3,900人程度で約26.3%との答弁がありました。

2、公共下水道受益者負担金で、特に農家等は宅地とされた土地が広いため、負担金が大い。この点の改善について協議はなされたのかどうかについての質疑に対し、余りにも広いということで御相談があれば、分筆等していただき、農地として登記していただければ、その分は猶予という形になっていますとの答弁がありました。

3、国民健康保険税の値上げのことが説明の中で申されていたが、大体どれくらいの値上

げが予想されるのかの質疑に対し、平成9年から据え置いてきた。基金があるうちは値上げはしたくないと、ここまで引き延ばしてきた。医療制度改革が平成18年から19年ぐらいになされる。その動向を見きわめた上で判断をしたい。実際の引き上げ額については、後ほど委員会の方で報告させていただきたいとの答弁がありました。

4、保健推進費の委託の内容等についての説明と委託先についての質疑に対し、高齢者健康調査分析業務については、多受診者あるいは頻回受診者及び75歳以上を対象に調査を行う。委託先は、保健師、栄養士、看護師計4名。年間600件ほどの訪問をし、調査を行っている。その調査結果分析業務を株式会社アトルに委託している。調査の結果、指導が必要な人に対し、看護師と栄養士が訪問し、指導を行う。これが年間700件ほどあるとの答弁がありました。

5、公共下水道の業務委託で、市内、準市内、市外の業者の受注状況についてどうなっているのかとの質疑に対し、公共下水道の場合、測量設計が非常に大きいので、市内にそれができる業者がおられないので、設計委託等については8件が市外、あと、土木工事で市内業者10件、準市内業者2件でありますとの答弁がありました。

ほかに、谷田工場団地への企業進出の動向、国保税の収納率アップについて、医療費の適正化について、保健事業について、谷田工場団地の用途変更について、健診等の受診率を上げる対策について、レセプト点検について、短期証明書の交付状況について、公共下水道設置の融資あっせん制度、低利の貸付制度について、浄化センター脱水ケーキ分析の結果について、社会保険離脱の状況について、健康家族表彰の是非について、介護の施設での感染等に対するマニュアルについてなどの質疑、意見、要望が出されました。

以上、本委員会に対して付託されました平成16年度各会計歳入歳出決算について、質疑、意見、要望が出されました。質疑終結の後、議案第60号から議案第65号までの6議案を一括して討論に入り、1名の反対討論がありました。討論終結の後、直ちに採決の結果、議案第60号から議案第65号までの6議案は、賛成多数で原案どおり認定するものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

議案第60号から議案第65号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

議案第60号の案件に対して反対の討論を行いたいと思います。

私も決算委員会に入って論議をしてきたわけですが、まず冒頭に、今回出されておりますこの成果説明書ですね、これは本当にわかりやすい、私たちが一目見てわかるような編集をしていただいたということは非常によかったという、その点についての評価はしていきたいと思います。特に、今までの成果説明書と違って、国、県、その他財源の内訳なども今回の決算では非常にわかりやすい状況になっておりますので、私たちがいろんな面でチェックをしていく上で非常によかったと思います。

そういうところで気づいたんですが、最近はやっぱ以前からすると国からのお金が非常に少なくなっているというのがですね、単独事業などが非常に多くなっているなというのがこれを見てでもはっきりしてきたんじゃないかなと思います。

さて、平成16年度を振り返ってみますと、社会的には皆さん方ももう既にお感じになっていると思いますが、全国的には——ことしもそうですが、多くの犯罪、特に子供たちも多く関係していくという非常に厳しい時代、また、自然界でも台風が幾つも上陸をする。それから、新潟県の中越地震を初め、全国あちらこちらで地震の発生なども起きております。国際的にはイラク戦争なども見逃せないものだったのではないのでしょうか。鹿島市においては、何といっても市制施行50年を迎えたこと、これがやっぱ大きなものだったと思います。市民だれもがさまざまな思いで、この50年を迎えたのではないのでしょうか。

私も昭和29年、当時、私は鹿島小学校の4年生でした。市になったお祝いが何日も行われたことを思い出しますが、そのとき私は恐らく学校も早く終わったんでしょうね。学校から急いで帰ってピンクのはっぴに着がえて、踊りをされる大人の人たちの周辺の、あれは何というんですかね、紅白によられた綱を引っ張ってまちじゅうを練り歩いたことを思い出しました。それから50年ですが、私はこの50年間、一度も鹿島を出ることなく学校を卒業し、市役所に就職をし、そしてこの場で結婚し、子供が生まれ、26歳から市議会議員になり、今までやってきました。私は本当にこの鹿島市が大好きです。小さいときから3日も鹿島市を離れると、早く帰りたいという気持ちは今でも同じです。ですから、何としてもこの鹿島市に住む人たちが私と同じように鹿島が好きだ、離れたくない、すばらしいまちだと思われたい、そういう市政の実現を望むものですし、私もさらにそのために努力をしなくちゃいけないなということを、改めてこの時期に考えました。

さて、16年度の鹿島市で大きな問題といえば、やはり二つのことを考えていかななくてはならないんじゃないかと思います。一つは、太良町との合併の破綻ですね。このことはよしあしの問題はいろいろありますが、私は、この合併推進の取り組みを桑原市長は非常に執念を持ってこられたと思いながら見ています。太良町の動向がノーの姿勢を示したにもかかわらず、何としてもという市長の強硬なあり方、私はそういうところを見ながら、このことでほかの行政にも大きなしわ寄せも来たんじゃないかなと思いながら眺めてきました。

さて、次にJ R長崎本線存続の取り組みも大きなものがあったと思います。これについて

は、私たち議会もそうですし、市民の人たちもアンケートの結果では70数%の人たちが、今、長崎新幹線は不要だという意見を出しているというようなこともありまして、まさにこの問題については取り組みのあり方はよかったなと思っておりますし、これからも強力に進める必要があるなと思いながら眺めてきました。

さて、16年度の決算ですが、年度当初から非常に厳しいという中で予算がつくられました。もちろん、このことが市民の数多い要求を犠牲にして成り立ってきました。年度中途においても財源は次々と縮小されたというありさまでした。特に財源の縮小は、弱者に最もこたえるものとなりました。例えば、国の制度とはいっても、生活保護などを見ても、冬期加算のカットや老齢加算のカット、15,430円から7,920円も減額をされるというような状況、さらにこのことは、老齢加算などは全額廃止の道をたどるわけです。許せるものではありません。また、若者の失業や賃金カットなどは、このことによって家庭も破壊する状況になっています。そのような人たちを制度が十分に救ってくれればいいわけですけど、それもなかなか難しい状況。しかし、今、生活保護世帯の状況を見てみますと、不十分であってもこの世帯がふえているのは確かなことです。これだけ市民の暮らしが落ち込んでいると思います。非常に厳しい年だったと思います。生活保護などの当面の援助が受けられる人はまだしもですが、そこまでいかない人たちは収入の道が途絶え、生活のめどが立たないということで、サラ金やヤミ金に手をする人も非常に多くなりました。

私は、こういう状況を見ている中で、今こそ本当に市民の直接暮らしにかかわる分に行政が手を差し伸べることが大事だと思っておりますし、これまでも意見を申し上げてきたと思います。何度も繰り返して申しておりますが、子供を育てる若いお母さんたちが安心して子供が育てられるように、保育料金の見直しや乳幼児医療費無料制度の実現などを私は必要以上に訴えてきたと思います。鹿島市では、乳幼児医療費の無料制度は3歳児のみ歯科を対象にして単独で行ってもらっておりますが、この必要費用は決算で769千円です。これだけでいいんです。これまでの報告では、6歳までの医療費を無料にするためには40,000千円もあれば実現できるんだということを再三御答弁いただいております。もちろん、県などの動きも国の動きも最近非常にいい方向に向いていることはわかりますが、やはり今一番大事なことを早く取り上げて取り組んでいくという、その姿勢は大事だと思います。ほかに障害児や障害者の問題、老人問題など本当に早急にやらなくてはいけない問題が残されておりますが、財源がないということで、必要性は認めると言いながら、なかなか実現できない状況を私は許すことができません。確かに公園や生活環境の整備も必要だと思いますが、やはりこういう財政が厳しい折には、まず、直接生活にかかわる分にお金を使っていく、このことを私はやる必要があると思っています。

さて、私が財政運営で一貫して主張しておりますのは同和事業です。既にこの同和事業は一般財源として組み込むべきだということを何度も私は提案してまいりました。しかし、人

権問題などが残っているというようなことで、いまだにそのままの状況です。特に同和団体に対する活動補助金です。16年度も 4,690千円、以前と全く変わらないと言っていいでしょう。少しの金額の動きはありますが、しかし、そういう状況です。このことによって同和地区の皆さん方の生活の向上があればまだしも救いになるわけですが、決してそうだとは言えません。非常に大変な状況にいらっしゃいます。市政というのは、本当にすべての人に公平、公正にやらなくてはいけないと思いますし、市長もそのたびごとにそういうことはおっしゃってきたと思います。しかし、一番大事な基本的な点では全く改善がされない、しようともしない、この態度を私は許すことはできません。

最終的には 222,822千円の黒字ということになっております。しかし、金がないということとで市民の切実な要求は抑えられてきました。こういうところで黒字決算ということについては納得のいくものではありません。十分に消化をし、市民の皆さんたちの要求を少しでも実現させていこう、皆さんの声にこたえていこうというような、そういう財政運営や行政をやっていただくことを私は望んで、16年度の決算には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第65号は提案のとおり認定されました。

日程第2 議案第73号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定の審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第73号 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

この条例は、佐賀県企業立地の促進に関する条例の規定に基づく自治体指定を受け、佐賀県と連携した奨励措置を講ずることにより、市内における企業立地を促進し、本市の雇用創出と地域経済の活性化を図るために制定をいたすものでございます。県条例の指定を受けますと、本条例の優遇措置のほかに、県の事業税等の課税免除などの特例措置を受けることができるようになります。

議案書の2ページをお開きください。

第1条は、目的でございます。

第2条では、用語の定義をうたっております。

第3条は、奨励金等でございます。立地奨励金のほかに、(1)から(3)までの補助金の中から一つを選択することができます。

第4条、これは立地奨励金でございます。初年度から5年度までは固定資産税相当額の100分の100、6年度から10年度までは固定資産税相当額の100分の50を交付いたすものでございます。

第5条、これは履行の義務を述べております。

第6条は、固定資産税の課税免除、農工法の課税免除について述べております。

第7条、奨励措置の申請でございます。

第8条は、決定の通知。

第9条、変更等の届出。

第10条は、奨励措置の取消し等でございます。

4ページをお開きください。

第11条が帳簿等の閲覧。

第12条が委任。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとうたっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

1点目ですが、10条のところで奨励措置の取消し等というのがありますが、例えば、次のいずれかに該当をしたときには取り消しをするということで書いてありますが、これは例えば書類がうそのことが書いてあったとかなんとかいうことがあった場合には取り消すということですが、例えば、以前あったのが後でわかったというようなときには、例えば、補助金なんか出しておったときには、それはさかのぼって返還をさせるというのか、それともその時点、発覚した時点から返還をさせるということなんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

第10条の取り消しの件でございますけれども、記載等の虚偽があった場合ということでございますけれども、それは、わかった時点でやはりこれはさかのぼって返還をお願いすると

いうこともあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう1点お尋ねしますが、いつも企業誘致とか、その他のときに私はと思いますが、例えば、こういう企業が来た場合に、地元から職員として就職をするわけですね。そういう働く人たちの条件などについてもうたうことはできないんでしょうかね。例えばですよ、いつかも何かそういうことを言いましたら、市長はそこまで言えないというふうなことも言われたと思うんですがね、例えば、この前も委員会のときか何か言いましたが、これは企業誘致で来たわけじゃないですが、よそから店舗が入っていますよね。もう本当自分のところが売れんようになったらね、市外から来た衣料品店、もうあしたから来んでよかとか、そういうもう全く使い捨てなんです。極端な話、最近あったのですが、子供さんを抱えた母子家庭の方が遠くまで働きに行かれておって、そういう職場があるからということで、やっぱり近い方がいいということで、向こうの職場をやめて来られたんですよ。本当に夢を持って来られたんですよ。もう本当幾らも続かんでやめんといかんというような条件になったわけですね。

だから、そういうことではね、せっかくこれだけ市がお金を使ってやっていくわけですけど、その人たちにとってみたら、もう極端に言えばマイナス面も出てくるというような状況がありますね。今度企業誘致が決まっていますが、これはこの前の説明会ではこれには該当しないということですが、これも聞きますとパートだそうですね。だから、そのパートの条件がどうなのかは定かではありませんが、その辺についてもう少しやっぱり働く人たちに対する対応についても細かいところまではできないにしても、私は何らかの条件をつけてしかりだと思うんですが、やっぱりできないんでしょうかね、その辺については。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、鹿島市内で事業経営をしておられる事業者、あるいはこれから誘致企業として来られる事業者、これはもう同じ考え方、扱いということになります。だから、殊さら、今から来られる誘致企業だけにどうのこうのということはありません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そこそこの経営云々にいろいろ言えないと思うんですが、市がお金を使って誘致するわけ

ですから、それくらいの条件をつけてもいいじゃないかと、働く人たちの対応についてですよ。いろいろありますよ。例えば、もう本当に必要なときだけおいでくださいというような雇い方も今ありますよ。御存じだと思いますがね。そういう中では本当に安心して働くことができない。例えば失業保険もない、社会保険もない、何もないというような、そういうところが今多いですよ。今度また今から国保の審議もありますがね、社会保険やったのを国保に移動させなくちゃいけないとか、今、会社自体も大変なのはわかりますが、今からこれに当てはめて連れてこようとしている、そこからだって今までとは同じですよ。それはそれでよかでしょう。それはそれでよかでしょうけど、今ここで新たなのができようとしているわけですから、そののところでやっぱりもう少しそこで働く人たちのことも考えながら、とにかくこれは来るところが少しでもよくなって来てくださればということだけのようですがね、そうじゃなくて、そこまで私は市民のために配慮すべきだと思いますが、どうですかね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

そこで働く人たちのことについては、例えば労働基準監督署とか、そういうところもあります。市が特別、今度来ていただく企業についてだけそういうふうなことを言うということはありません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに労働基準監督署とかなんとかありますがね、それがあっているけれども、役に立っていないんですよ。報告を受けるだけなんですよ。本当に今の企業の人たちも大変かもわかりませんが、自分たちの都合で使われたんじゃないか、またもんじゃないわけですね。だから、それはそれとして当然のことですけれども、そういう何らかの働く人たちが働きやすいような条件をつくってもらうというような一筆を私は入れられないというのは、これはこういう県のあれにのっとってですから、ひな型があるのかもわかりませんが、そのところは鹿島市の独自性も出していいんじゃないかと私はと思いますがね、やっぱりできませんか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

それはするという考えはありません。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

質問をいたします。

まず1点目、この条例は第1条に書いてあるとおりに、「佐賀県企業立地の促進に関する条例に基づき認定された者に対し、」というふうに書いてございます。それでは、この地元へ企業が進出する場合のその企業の規模、資本金とか売り上げ等の規定とかはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

該当する企業の条件でございますけれども、製造業の場合は投資額3億円以上で、新規雇用が10名以上でございます。それから、道路貨物運送業の場合でありますと、これも投資額が3億円以上、新規雇用が10名以上と。それから、ビジネスの支援センター、これはソフトウェア業等でございますけれども、これは30,000千円以上、新規雇用が5人以上でございます。それから、コンタクトセンター、これはコールセンター等でございますけれども、これも30,000千円以上の新規雇用が20名以上というふうな条件でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、御答弁をいただきました。ある程度の規模じゃないと、これはやはり適用しないかなという気がしております。

その部分は理解できましたので、もう一つちょっとお聞きしたいのが、この条例の、こちらの方に固定資産税等の免除等いろいろ書いてございますが、ここには対象として、もし最初始めたとして最高10年までというふうな、こういうふうなことを書いてありますが、この条例自体の有効期限といいますか、これはずっと今後永久的にこの条例は進められていくのか、それとも、ある程度の期間限定としてやっていくのか、そこのあたりを教えてください。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

条例の有効期限という質問でございますけれども、この条例は、県の指定から3年間有効でございます。3年経過した時点でまた更新ができるというふうな内容でございます。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第73号は、会議規則第36条第1項の規定により産業建設委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第74号から議案第80号までの7議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号から議案第80号までの7議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第74号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第74号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第74号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、条例の説明の前に、現在の国保の状況等について御説明をいたしたいと思えます。

国保税では、相互扶助という共済の精神にのっとり、住民を対象として病気、けが、出産、死亡の場合に必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした社会保障制度であります。住民の方が病気やけが等で治療したときの医療費や補装具などの療養給付費、高額療養費、老人保健医療費、介護納付金の財源は、国県合わせた50%が公費負担で、残りの50%が国保加入者からの国保税で賄うようになっております。

現行の国保税は平成9年度に改定した税率であり、その後、定年退職、中途退職による被保険者数の増加や、平成14年度の医療制度改革に伴い保険給付費が増加し、一方、長引く景気低迷や地方税法の改正により保険税が落ち込んでおります。これにより、地方税法で規定されている国保税の基礎課税割合であります所得割、いわゆる応能割50%、被保険者均等割と世帯別平等割である応益割50%、この平準化が崩れており、さらに平成15、16年度は赤字決算で、17年度も赤字が予想されるところであります。

現行のままの税率では、今後も医療費の増加等により相当の赤字が見込まれるとともに、低所得者対策として取り組んでおります7割、5割、2割の軽減税率も縮小にならざるを得ない状況であります。このため、国保運営協議会に国保財政の財源不足解消と応能、応益割合の平準化に向け、税率改定を諮問いたしたところであります。

この中で、本来は国保会計の赤字が解消できるだけの税率の改定が必要であります、現在の景気動向、市民生活の状況を考えますと、一挙に税率を上げることは難しく、また、医療制度改革が協議されており、医療費の推移も不透明であります。

以上のことから、国保運営協議会からは、これらの推移を見据え、二、三年後をめどに再度改定することとして、今回の改定につきましては、医療分、介護分、それぞれここに御提案しております税率について答申があったところであります。この答申を受けまして、今回、保険税率の平準化と国民健康保険制度の財政健全化を図るため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案の説明をいたします。

議案書は5ページ、6ページであります、別紙の説明資料1ページ、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表で御説明いたします。

今回の税率改定に当たりましては、課税方法、賦課割合、軽減額、課税限度額につきましては、現行税率の場合と同様の考えに基づいて行うことといたしております。

新旧欄の関係条文にアンダーラインをしている部分が該当する箇所、その部分を改正案のように改めるものであります。

まず、第3条であります、本条は国民健康保険の被保険者に係る税率の規定であり、所得割額は「100分の8.5」を「100分の10.0」に改正するものであります。

第4条の被保険者均等割額は、被保険者1人について「2万3,000円」を「2万2,600円」に改正、第5条の世帯別平等割額は、1世帯について「3万9,000円」を「3万3,300円」に改正するものであります。

なお、税率の設定に際しましては、先ほども申し上げましたが、所得割の応能割と均等割と平等割の応益割との負担割合が平成16年度において44.57対55.43となっておりまして、標準値の50対50に戻す平準化をいたすものであります。

次に、第6条であります、本条は介護納付金の課税被保険者、いわゆる40歳から64歳までの第2号被保険者であります。これに係る税率の規定であり、所得割額は「100分の0.80」を「100分の1.00」に改正するものであります。

2ページをごらんください。

第13条であります、本条は国民健康保険税の減額に関する規定で、一定の低所得者に対する7割、5割、2割の軽減措置に関するものであります。ただいま御説明いたしました国民健康保険の被保険者に係る税率を、第3条から第6条の改正に伴いまして、改正の必要が生じたものであります。

第1号は、いわゆる7割軽減の対象となります納税義務者及び軽減額を定めたもので、7割軽減の対象となりますのは、同一世帯に属する国保被保険者に係る総所得の合計額が330千円以下の世帯で、以下のア、イにそれぞれ7割軽減額が規定されております。

第1号のア、イは医療給付費分で、今回の改正案では、アの被保険者均等割額は被保険者1人について「1万6,100円」を「1万5,820円」に、イの世帯別平等割額は1世帯について「2万7,300円」を「2万3,310円」に、それぞれ改定するものであります。

次に第2号は、いわゆる5割軽減の対象となります納税義務者及び軽減額を定めたもので、5割軽減の対象となりますのは、同一世帯に属する国保被保険者に係る総所得の合計額が330千円に、世帯主を除く被保険者1人について245千円を加算した金額を超えない世帯で、以下のア、イにそれぞれ5割軽減額が規定されております。

第2号のア、イは医療給付費分で、今回の改正案では、アの被保険者均等割額は被保険者1人について「1万1,500円」を「1万1,300円」に、イの世帯別平等割額は1世帯について「1万9,500円」を「1万6,650円」に、それぞれ改正するものであります。

第3号は、いわゆる2割軽減の対象となります納税義務者及び軽減額を定めたもので、2割軽減の対象となりますのは、同一世帯に属する国保被保険者に係る総所得の合計額が330千円に、世帯主を除く被保険者1人について350千円を加算した金額を超えない世帯で、以下のア、イについてそれぞれ2割軽減額が規定されております。

第3号ですが、今回の改正案では、アの被保険者均等割額は被保険者1人について「4,600円」を「4,520円」に、イの世帯別平等割額は1世帯について「7,800円」を「6,660円」にそれぞれ改正するものであります。

次に、附則についてであります。議案書の6ページをごらんください。

第1項は、施行期日であります。この条例の施行期日につきましては、平成18年4月1日から施行するものであります。

第2項は、適用区分についてであります。改正後の鹿島市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で議案第74号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

ちょっとこれを我々が、私だけかもしれませんが、見ているだけではちょっと理解できない部分がありますので、少し初歩的なことかもしれませんが、質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の第3条の「総所得金額及び山林所得金額の合計」とありますけれども、山林所得の合計というのは何か特別な意味合いがあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

総所得金額というのは、通常、給与とか、営業所得とか、そういうものですが、別に山林所得というのは、山の木を伐採して得た所得を山林所得というようなことで通常呼んでおります。（「それは何で山林所得か……」と呼ぶ者あり）

これは山林所得というのは特別控除とか、そういうのが違いますので、別にしてあるということです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

わかりました。ありがとうございます。

次に、また第3条のところですが、以前が「100分の 8.5」を乗じて算定すると。新しく改正される部分が「100分の10.0」を乗じて算定するとなっておりますけれども、これは具体的に何がどういうふうに高くなるのかをお伺いします。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

国民健康保険税を賦課する場合は、先ほども説明で申し上げましたが、応能割と応益割という両方によって算出を行います。その中で所得割につきましては、ある一定所得から控除分を差し引いた 100分の 8.5を乗じて、それと、あと均等割と平等割、これによって保険税の総額を算出するというところでございます。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

100分の 8.5と 100分の10ですかね、これは所得に対してこの税率を掛けて国民健康保険税の所得割額を算出するわけですが、通常、わかりやすい例えで言いますと、給与所得につきまして、例えば所得が 1,000千円であった場合については、その 1,000千円から 330千円という基礎控除を引いた残りに対して10.0の税率を掛けるというふうなことになります。それで、例えば1世帯に2人給与所得者がいらっしゃれば、例えば1人の方が1,000千円の所得、それからもう1人の方が800千円の所得であれば、1,000千円から330千円、800千円から330千円、それぞれ総所得金額から330千円を引いて掛けたものが所得割

額というふうにして算出をします。それで、今回はそれがたまたま 330千円引いた残りが 1,000千円であれば、所得割としては15千円高くなると、そういう計算になります。よろしいですかね。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

概略、今、税務課長が申し上げたとおりですけれども、非常にわかりにくいと思いますので、もう少しかみ砕いて申し上げますと、保険税として皆さん方からおいただきする割合ですね、この割合が、いわゆる応能割というのが所得に応じて負担いただく分、これが50%ということですね。それから、応益割というのがいわゆる家庭の人員構成ですね、この分に応じて負担いただく分が50%と。しかも、その50%の中で、均等割というのは1世帯当たりには幾らというのですね。それから、平等割というのは1人当たり幾ら(247ページで訂正)というのがあるわけですが、これらを応能割でトータルして所得に応じていただく分が50%と。それから、言いますように、応益割として家庭の人員構成とか、世帯1戸当たりとかいうので割り振って、総体的に 100%の負担割合という形でおいいただきをする。これが今現在、本来、50対50でなければいけない部分が、先ほど保険健康課長が言いますように、所得に応じていただく分が今44.8%に下がっていると。応益の部分が55.1%に逆に上がっているということですから、この均衡をまず図らなければならないというのが大原則としてあるわけであります。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

それでは、これは家庭内における総所得の中から 1.5%分がふえるという形で理解してよろしいんですかね。——違うんですかね。要するに、例えばですよ、先ほど税務課長が言われましたけど、1,000千円の方と 800千円の方がいらっしやって、その 1,800千円の中から 330千円を引いた額を今まで 8.5%乗じると。それを10%今度乗じることになりますと、家庭の中の総所得から 1.5%分が増額になるというふうにならうと私は理解したんですけど、それでよろしいんですかね。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

世帯構成によって若干違いはしますが、1,000千円だったと仮定した場合に、確かに所得割の方では15千円ふえることになります。ただ、今回平準化というのを、このことについ

ても改定の中に入れておりますので、その世帯につきましては逆に均等割及び平等割等が下がりますので、ちょっとその両方の差し引きによってはプラス・マイナスが出てこようかと思っております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

それでは、この3条の下にも4条、5条、6条、ずうっといきますと13条ですね、ここまでするんですが、もちろんこの中を見ますと、単純に増額という感覚でとらえた方がいいんじゃないかなというふうな気がしますけれども、これをやることによって市全体で見込んである増額の金額ですね、これはどれぐらいになるんですか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

この件につきましては全員協議会の中でも御説明いたしましたと思いますが、今回の改正につきましては平準化というのを主眼に置いております。ただ、平成15年度、16年度と連続の赤字、17年度も大幅な赤字が予想されているということで、幾らかでも赤字の解消を図ろうということで、全体的には現行と比較しますと、今度の改定案では約40,000千円程度の増となる予定でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これは大体毎年40,000千円前後が赤字だったということで考えてよろしいんですかね。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

平成16年度で申し上げますと、基金を130,000千円取り崩してもなお赤字だったということで、そういう状況でありまして、今年度におきましても1億数千万円等の赤字が見込まれております。これを解消するためには、1億数千万円の税収増に持っていく税率をしないとイケないわけですけど、今の状況等によってそこまではいけないということで、その赤字幅を幾らかでも解消しようということで、今回、40,000千円程度の増収という形での税率改定を行っております。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

少し補足をして説明しておきます。

今、保険健康課長がお答えをしますように、本来、今不足している額を補てんするためには、言いますように、税額でいえば1億円以上の改定をしなければならないと。そうしないと均衡がとれないというところですけども、冒頭申し上げましたように、医療費の動向なりというのもまだはつきりわかりませんし、その辺も見きわめをしながら、当面まず必要最小限と言えは語弊がありますけれども、段階を追って、まず今回は、いわゆる負担割合の50・50の均衡を保つということをまず前提に置きながら最小限の解消をしようということですね。したがって、数年後には当然また赤字額を補てんするためにはお願いをしなければならないということでもあります。

もう1点つけ加えておきますと、この応能、応益割50対50、これが原則ですけども、これが崩れますと、先ほど説明をしました保険税軽減率ですね、今、7割、5割、2割というふうに説明をしましたけれども、これが崩れますと、6割、4割の軽減しかできないということになりますので、この分の是正を図るためにも、ぜひ今回改正をお願いしたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

これだけ年間に1億円から赤字が出ているということを聞きますと、こういうこともやむを得ないんじゃないかなという気はいたしますが、増額する前に、これに対して何か対策はされましたか。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

今回の国保税率の増額改定、結果的に増額改定になりますけれども、そのお願いをしておりますけれども、今回、改定するに当たりましては、まずここ15年度、16年度赤字決算ですが、それについても今まで積み立てました基金が1億円以上ありましたけれども、その基金の取り崩し。それともう一つ、収入増のいろんな手当て。収入増につきましては徴収率をとにかく上げようということで、庁内でいろんな徴収体制を組みながら徴収の努力をいたしましたが、なかなか現在の状況で徴収率も思うように増加はいたしておりません。それと、医療費の適正化等の対策も十分行ってまいりました。ただし、いろんな諸条件で医療費が相当増額いたしまして、予想以上に保険給付費が増加をいたしております。そういうことによりまして、今回、最小限の改定をお願いしているところでございます。

ただし、このまま据え置きにいたしますと、今助役から申しましたように、平準化が崩れておりますので、低所得者に対する軽減が縮小せざるを得ないということで、黙っておっても低所得者に対しては軽減が引き下げになりますので、税額が上がるというようなことになります。それを解消するために今回お願いしている次第です。どうかよろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどのお話を聞けば、大体原因とか対策とかはある程度わかった上で動かれているような気はいたしますけれども、この未払いというのがどんどんふえてくると、やはりこういうところにしわ寄せが来るんだなという気はいたしますが、その徴収方法としてどういったことをされているのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

徴収の方法ですけれども、基本的にはこれまでも申し上げてきましたけれども、税は自主申告、自主納税というのが大原則でありますけれども、なかなかそうはいかないということで、現在、保険税で約 290,000千円程度の滞納があるわけですが、これの解消に向けてはこれまでも申し上げてきましたけれども、臨戸徴収、それから、預貯金、財産等々の差し押さえ等を実施しております。それと、現在も年末に向けて夜間徴収、臨戸徴収を実施いたしておりますし、今後ともそういうふうなことで、これから2月、3月と年度末に差し加かってきますけれども、なお一層滞納の解消に向けて我々としては努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。一生懸命されているのは重々わかった上での質問でございます。

最後ですけれども、こういうふうに条例の新旧対照表というのをここに付けていただいていますけれども、我々はここまで深い内容というのは正直言ってちょっと理解できない部分があります。だから、もう少しこういうのを出されるときに、できれば普通の人でも、我々が見ても理解しやすいような内容で書いていただければありがたいと思いますけれども、これは最後に私からお願いということで、終わります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回、税率アップということですが、これまでも鹿島市では厳しい中で税率アップをせずに努力されてきたというところはとらえてきました。基金からの繰り入れということで、いよいよ底をついたということでこういう状態になったんですが、私は一番心配するのは、今でも国保税は払わんといかんとわかっておるけど、払えないというような人たち、そしてある人は、いよいよ保険証が必要になって何とかと飛び込んでこられる人などですね、本当に今さまざまな大変な状況があります。もちろん、いろんな条件でお払いにならない方もあると思いますがね。ただ、今日の経済状況の落ち込みの中で非常に厳しい状況になっていると思います。そういうときの税率アップということで非常に心が痛むわけですがね。

最近ではいろんな経済状況の中で、加入世帯も非常にふえてきたと思います、国保加入のですね。ちょっとここに見てみますと、平成10年ごろで 5,500世帯ぐらいだったのが、17年度今現在では 6,400世帯ということで、年々その割合はふえてきておりますね。そういう中で、じゃあ国保の制度がどうかといいますと、制度的にそういう人たちを救うというよりも、非常に心配の種が多いというのが非常にふえてきておりますが、そのことで私まずお尋ねをしたいのは、資格証明書との関係でお尋ねをしたいと思いますが、今、資格証明書の発行がどれくらいになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

資格証の交付状況ですけれども、ことしの4月現在で申し上げますけれども、資格証明書が 159件、1カ月更新が 192件、3カ月が 108件、6カ月が46件、合計の 505件となっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今お示しいただきましたように、総数で 505件ということですね。やはり皆さん方資格証明書を持っていくということ、非常にやっぱりいい気持ちはしないわけですけど、そういう制度の中で、特に最近では国がそれを義務づけるというような強行なところにまで来たわけですね。だから、そういう制裁をされているわけですが、こういうのを見てみて、今、市の条例の中にも16条ですかね、減免措置ですか、特別の事情のときには減免できるとかいう、そういうのがありますね。これは市の条例だけでなく、国民健康保険法の中にもこれは77条

ですかね、この中にも減免だとか、免除とかいう措置があるわけですが、これに関連してお尋ねをしたいと思いますが、今この減免の特別な措置を適用して減免をされている世帯、これ二つに分けてください。法定減免と申請減免とあると思いますが、どれくらいあるのか、まずお知らせください。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、当局の答弁を求めます。

その前に、助役の方より訂正の申し入れがっておりますので、これを許します。出村助役。

○助役（出村素明君）

先ほどの1番徳村議員への答弁の中で、応益割の均等割が世帯にかかる割合、それから、平等割が個人1人にかかる割合というふうに発言したようですので、正しくは、均等割は個人1人ごとにかかる額、それから、平等割は1世帯の額ということですので、おわびして訂正を申し上げます。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

それでは、お答えいたします。

7割、5割、2割の減免軽減ですけれども、これはことしの16年度3月末——17年の3月ですけれども——末で国保の加入世帯が6,353世帯ですけれども、そのうち軽減世帯が3,175世帯ということで、50%、2分の1が軽減世帯になっております。それと、今年度はその他の減免で7件減免をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えいただきましたように、法定減免といいますかね、それが3,175、50%ということですから、非常に高い率ですね。ということは、裏返せば鹿島市の所得が非常に落ち込んでいるということにも理解できると思います。

もう1点、その他の免除で7件とおっしゃいましたね。私は、多ければいいわけじゃないですがね、今日の状況の中で、全体的な市民の生活状況の中で、この法定減免に該当しない

人たちですね、こういうぎりぎりの人たちがやっぱりどうしていいかわからない状況もあるわけですね。そういう面で私は、この16条は災害により云々というのとはその他特別の事情があると認められたときということでもありますから、例えば、これに関してはいろんな判断、最終的には市長の判断でしょうが、担当の税務課長の判断でどうにもなると言ったら言い過ぎかも知れませんがね、できると思うんですが、非常に抽象的だと思うんですね、このところが。だから、今の状況の中ですので、もう少しこの辺の文言を具体的に挙げながら、せつかくこういう制度があるわけですから、その制度の適用ができるような対応をしたらどうかという気がします、その辺についてはいかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

16年の災害等につきましては、今回、ことは2件減免いたしておりますけれども、これは火災に遭われた方に対して減免いたしておりますけれども、その他につきましては、我々納税相談、臨戸徴収等々しておりますので、そのような実態を税務課の中でお互い情報交換をしながら、現在もそういうふうな何か別の福祉、そういうふうなものまで含めて対応できないのかどうかというのは内部でも検討はいたしているところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほどの1番議員の御質問にもありましたが、先ほど審議しました16年度決算の中でも滞納の累計が293,610,600円、それから、不納欠損が33,761千円というような数字が出ていますが、いかに大変なのかという状況、例えば、この2億円が入りますと税の値上げはしないでいいわけですけどね。だから、そういう状況にあるわけですから、本当に払えない人たちが不安な中で生活しなくていいように、大いにこの特別な事情があると認められるときの活用が私は必要だと思うんですよ。

そのことでお尋ねをしたいのは、公費負担医療というのがありますね。これで国民健康保険法施行規則第5条の5の中に、24項目の公費負担医療費は資格証明書は適用除外というようなね、そういう項目があります。これを特別の事情として今対応されているのか、それともね、対応されておったらさっきのもっと多いでしょうが、恐らくこれはそれを適用されていないと私は思いますが、ぜひそういうのを活用しながら取り組んでいく必要があると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

公費負担分について、ちょっと私も勉強不足ではっきり今覚えておりませんが、特に特定疾病者等、あるいは高齢者等に対する資格証、短期証等がございますが、高齢者に対する資格証については規定がありまして、滞納されていても交付している状況であります。それから、特定疾病者につきましては、現在資格証や短期証は交付いたしておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、特定疾患の人たちには交付をしていないということですが、先ほど申しましたように、やっぱりすべてに行き渡る対応が必要だと思いますし、その辺についても先ほどその他特別の事情があると認められる者というような中で、具体的に条例の中でうたっていくというようなことも必要だと私は思うんですね。老人医療はもちろん、老人医療も公費負担医療の中に入っていますね。75歳以上ですかね。だから、当然のことだと思いますがね。

その辺について、やっぱり市民すべてが、知らない人も多いわけね。恐らくとっておられませんとおっしゃるけど、それが全面的に行き渡っているか。ちょっとそうじゃないし、特にひどい病気を持っている人は保険証を持たんとどがんしようもなかわけね、これは本当に借金をしてでも税金を払わんといかんということで、それはもうその心構えはいいと思いますが、いかにほかにしわ寄せがしても、それをしておかないと、もうまさにすぐの健康、命を本当脅かすという状況になるわけですから、そういう中で生活されているわけですね。だから、こういうことがあるわけですから、せっきくの制度ですから、それをちゃんとした形で市民に示すということを私はお約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

現在、住民の方に対しては「国保だより」というようなものを年数回発行して、いろんな制度等のお知らせをしておりますが、平成18年度のことなんですけど、鹿島市独自の「国保だより」をつくろうかというような考えを持っております。そういう中で、いろんな制度等について住民の方に周知をしていきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひお願いをしたいと思います。

さて、今回の改正で、先ほどの御答弁にありましたように、40,000千円の財源を捻出すると。この前の説明では、これは医療費分で、介護の分が500数万円あるわけですが、どっちにしても四千五、六百万円の財源を繰り出すということが今回の税アップの目的だと思いますがね、これまで私も少し述べましたように、今本当に住民の人たちの暮らしが大変なときに、もう極端な話、1円でも出費がふえるということは非常に厳しいんですね。特に今すべての問題でそうですが、国の制度の悪いことが、最終的にはすべて住民にのしかかってくるというのが現在の状況だと思います。

私は特別委員会でしたかね、文教厚生委員会でしたかね、国がもと出していただけのお金を出せばここまでしなくて済むと言ったのに対して、課長は、国はずっと削らんでしよるんですよと、同じですよとおっしゃいました。考えてみますと、井手課長はお若いから減らされた前のことを御存じないんですね。井手課長が担当されてからは国は減らしていないと思います。私たちが取り組んだころは、国は恐らく総医療費の45%ですか——を地方に出していたと思いますよね。それが今では38.5%と下げられてきている。そういうのをやっぱりもとに戻すというようなことを、そこはなかなかやらないで、やっぱり住民に負担をかけておくのが一番手取り早いわけで、そういう形でされてくるわけです。

私は協議のときも申しましたが、もちろんこれですべての赤字が解消するわけじゃないですが、この四千五、六百万円のお金の捻出には、今回、税の改正をやめて一般財源からの繰り入れをすることが望ましいと思います。もちろん、これまでも一般財源からの繰り入れもあっておりますが、何度も言いますが、先ほどの決算でも2億円ほどの黒字も出ています。もちろんいろんな事情はあると思いますが、6,400世帯の皆さんたちの本当に国保問題というのは命と健康を守る最も大事なことなんですよ。もちろんその金も皆さんの税金ではありますが、四千五、六百万円の財源を生み出すために一般財源からの繰り入れをと申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の、一般会計からの繰り出しを国保の方にやれという趣旨の御質問についてお答えをいたしたいと思います。

議員御存じのように、国民健康保険というものは相互扶助の制度ということで、受益と負担、それがもう明確になっております。そういう中で、この性格上、独立採算を求められている、これはもう法律で国民健康保険法で事細かに規定をされておるところであります。

そういう中で、16年度の決算におきましては、国や県、それから、市町村などの公費で

負担した部分が全体で65%ございます。あと残りの部分35%について、保険者、加入者の方においただきをしていると、そういう状況であります。そういう法律で事細かに規定されておる一般会計からの繰り出しにつきましては、基本的には地方財政計画の中で国が面倒を見るということになっておりますけれども、それ以外の赤字の繰り出しにつきましては国の財政措置はないということで、純粋に鹿島市の税金で単独で出すということになるわけでございます。

そういうことで、一般会計としましては17年度当初予算で 330,000千円の繰り出しということで、これはもう法定で決められた部分をすべて出しておるわけでございますので、国民健康保険特別会計を運営する法律の趣旨、受益と負担の関係を明確にすると、独立採算の原則を厳格に運用すると、そういうことが法的に求められているということもございますために、国保会計の赤字を補てんするために規定以上の一般会計からの繰り出しということは考えられないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

松尾議員、まだ長いですか。（「いえ、長くないです」と呼ぶ者あり）

ほかに質問者いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

いないですね。じゃあ、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

法で決められておるけんできんというようなことだったら、法で殺されたってよかとですかねと言いたかですよ、極端な話ですね。やっぱり独自性もあっていいと思いますよ。今は特に全国を見てみますと、そういうものに対して一般財源を繰り入れるなどしながらちゃんとやっておるところもあるんですよ。そういうことになりますなら、当然健康保険なんかは企業が労働者のために50%出さんといかんというのがちゃんと明文化されているから今のところあるわけですが、国保についてはそれがないわけですね。だから、国は自分たちのいいような形で、自分たちの都合でやっていると言っても私は言い過ぎじゃないと思いますがね。そういうことなら、市民にだけ押しつけんで、国からだって分捕ってくるようにしてくださいよ。たまったもんじゃありませんよ。

まだこれからね、これは一部の赤字解消でしょう。また次もそういう形で上げてこんと今までの赤字を解消できないという現状ですよ。本当に行き着くところを知らない今日の状況ですね。これから医療費の改正だってあろうとしています。それから、国保税の徴収のあり方だってまた今から変えようとしているでしょう。そういうのが現実的になってきたら本当にもう息つかない状況です。そういう状況の中ですから、自主的にね、例えば、よかじゃな

かですか、国からくるわれても、市民が助かるなら。私はそう思いますよ。

そういうことで、ぜひ努力をしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの案件については、私は反対の態度をとりたいと思います。

審議でも申し上げましたように、これまで鹿島市は厳しい中で税率アップをせずに、基金の取り崩しという形で努力をされてきました。しかし、ここで基金がいよいよ底をついたということで税率アップという羽目になったんですが、本当に今、先ほどから申し上げておりますように、払わんといかんとわかっているけど払えないと、何とかしてもらいたいと。国保税を払うためにサラ金に駆け込んだという人もいらっしゃると思います。そういう中での今日の実態です。

今、医療費がどんどん伸びるというようなことで、医療費の抑制その他いろいろ言われております。国は、20年後には医療給付費——保険で支払う分ですね。これを年額56兆円になると見込んでいるということです。これを7兆円削減して49億円に抑える目標を出しているといえます。しかし、財界はもっとそれを削減しろと言っているようです。ということは、もっと患者負担をふやせと言っているわけです。さらに、保険給付費を減らすために適正化計画を都道府県につくらせ、目標を下回った地方にはペナルティーを科すような仕組みさえ考えられているということです。財界や政府は国民にいろんなことを示しながら、今、計画されている患者負担の押しつけをねらっているわけです。

しかし、私も調べてみました。日本の医療費がそんなに深刻かどうかということですね。諸外国と比べてみてわかりますが、国民総生産に対する総医療費の割合は、日本は7.9%ということです。例えば、アメリカの15%の半分、OECD加盟国の中では17位だということです。世界の水準からいけば決して医療費が多いわけではないということです。そして、その一方で、WHOの発表する健康達成度では、平均寿命だけでなく、健康寿命も世界1位で、少ない医療費で高齢者も健康を保っている国と言えるわけです。

また、ほかの方から考えると、「高齢者がふえると医療費がふえる」と盛んに宣伝をされています。これも当然のことだと思います。ただ、そういうことで重複診療その他でむだな医療費を抑えなくてはいけないということは当然のことだと思います。

ただ、私たちが一番考えていかななくてはいけないのは、日本の場合は医療費に占める薬剤

費の割合を考えることが大切だと思います。以前も私は指摘したことがあります、日本では医療費に占める薬剤費の割合は20%程度だそうです。欧米では10%台だそうです。特に医療器材やペースメーカーなどの器械が非常に高いということです。例えば心臓病のカテーテル、日本は200千円弱だそうです。ドイツでは五、六万円で済むそうです。ペースメーカーに至っては、日本は1,160千円から1,400千円かかるそうですが、フランスでは400千円程度だと聞いています。私はこのようなところにもメスを入れ、医療費を抑えていくということが大切だと思います。

今、私は一部のことを申しましたが、この問題点はもちろん鹿島市だけでどうなるというものではないでしょう。しかし、このような問題を考え、改善していかない限り、国民にかかる負担はふえるばかりです。これからは、国は後期高齢者の保険料を計画しているようです。ほかの保険と切り離して75歳以上から取ろうというのですから、例えば、サラリーマンの扶養家族として今まで医療保険に加入している人が本人直接払いになるわけです。それも65歳以上の国保加入者も含めて保険料と年金から天引きしようとしているんです。安い年金暮らしの人は特に大変です。

こういう状況の中で、私はきょうの審議の中で申し上げましたが、市の国保条例の16条にあるように、減免の取り扱い、これをきちんとし、それが適用できる人たちにはちゃんとした対応をするということが大事だと思います。特別の事情という扱いをもっと明確に文章化する必要があると私は思います。どうしても無理な人たちが安心できるようにすること、これが行政の仕事だと思います。

特に今回、改正案として出されておりますのは、医療費分40,000千円、介護を含めて約四千四、五百万円の財源をつくり出すということですが、私はこの大変な中、税を上げることだけでなく、一般財源からの繰り入れをしてこの財源をつくって行って、今のままで持っていくことを提案するわけです。

国民健康保険制度というのは国民の健康と命にかかわる問題です。憲法25条は、健康で文化的な最低限度の生活が保障されているのではないのでしょうか。しかし、今のここまで市民生活が落ち込んでいるときに、さらなる負担を押しつける。市民の暮らしを脅かすことになりますし、まさにこの憲法25条から外れたものになると私は思います。

このような中、国はどうでしょう。むだな大型公共事業は今としてやめません。特に私たちは今、長崎本線存続で頑張っておりますが、全く私たちが犠牲にならなくてはならないような、その長崎新幹線に対し莫大なお金を使おうとしているではありませんか。また、私たちの足元の大事なお金は削りながらも、本当にいろんな形で大型の公共事業を進められるということを私は許せません。そういうのにお金を使って、国保税などの引き上げをさせないという対応をすることが大事だと思います。

このことを申し上げて、私は反対の討論にかえます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の時間を1時10分から行います。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第75号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第75号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第75号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定について申し上げます。

鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定について議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称、鹿島市肥前浜宿継場。

指定管理者となる団体の住所及び氏名は、鹿島市浜町乙2696番地、特定非営利活動法人 肥前浜宿水とまちなみの会。

指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間であります。

この募集につきましては、公募ではなく、NPO法人肥前浜宿水とまちなみの会に特定をして募集をしております。鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条で公募となっておりますけれども、ただし書きで「この限りではない。」となっております。規則の第3条「公募によらない合理的な理由」というのが、1から5までありまして、その1番目に該当するものであります。「地域自治の振興などの目的のため地域住民団体による自主的な管理運営が期待されるとき。」、このケースに該当するものであります。

継場に関しましては、肥前浜宿の歴史的な町並みを保存し、地域の振興を図るため整備をしておりますが、平成15年1月のオープン当初から管理運営を浜町振興会に業務委託しております。実際の運営は振興会の構成団体の一つであります肥前浜宿水とまちなみの会が中心となって当たっております。今月で丸2年となる実績があります。この肥前浜宿水とまちなみの会につきましては11月16日、県からNPO法人の認証があつておりまして、11月19日、理事会で指定管理者指定申請が全員一致で承認をされまして、翌20日の日に申請書が提出をされております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市肥前浜宿継場の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5、議案第76号 鹿島市蟻尾山公園の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第76号 鹿島市蟻尾山公園の指定管理者の指定について申し上げます。

鹿島市蟻尾山公園の指定管理者を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、その指定について議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、鹿島市蟻尾山公園。

指定管理者となる団体の住所及び氏名、鹿島市大字納富分5900番地、財団法人 鹿島市体育協会。

指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日までであります。

この募集につきましても、先ほどと同じく公募ではなく、財団法人 鹿島市体育協会に特定しての募集であります。

この理由につきましては、規則第3条の2「特に専門的又は高度な技術を有する施設で団体が客観的に特定されるとき。」、そして、4「当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。」、このケースに該当するものであります。

蟻尾山公園、今回対象の面積につきましては約22ヘクタールであります。この中に有料公園施設が四つあります。陸上競技場、市民球場、サブグラウンド、それから10月オープンしましたグラウンドゴルフ場、この四つであります。この四つが大体 6.3ヘクタールぐらいあります。

体育協会で、11月10日理事会が開催されまして、その中で申請をするということで決定がなされております。そして、11月17日に指定管理者の指定申請書が市の方に提出がっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第76号 鹿島市蟻尾山公園の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第76号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第77号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第77号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第77号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定について御説明いたします。

提案理由は、鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者を指定する必要がありますので、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものであります。

指定管理者の指定につきましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条、ただし書きを準用し、指定管理者の指定の申請を募集要綱により募集し、選定いたしましたので、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 3 項の規定により、指定管理者の指定をお願いするものであります。

選定をいたしました指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘。

指定管理者となる団体の住所及び名称は、鹿島市大字高津原1193番地、特定非営利活動法人 余暇センターきたじま。

指定の期間は、平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第78号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 7. 議案第78号 鹿島市干潟物産館の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第78号 鹿島市干潟物産館の指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

鹿島市干潟物産館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市干潟物産館。

指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字音成戊1922番地19、七浦地区振興会。

3、指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

二、三質問をさせていただきます。

今回、指定管理者制度ということで、今、市の公共物については、それぞれ権利関係をはっきりした形でそれぞれ今回議会の議決を要するというふうなことで、今までの単なる業務委託とは違った意味でのものがあるかなというふうに、まず私は思っております。

それについて、改めて指定管理者制度、条例を審議するときに私も幾分理解はしておりますが、改めて指定管理者というものがどういうことなのか。それと、従来との違い、業務委託との違いですね、そういうこと。もう一つは、今回指定管理者制度で受ける側が、例えば、法人なのか法人でないのか、そういうものもいいのかどうか、そういう議論があったのかどうかということですね。指定管理者は、先ほどは条例の第何項というふうな形で公募によるんだけど、公募じゃなくて選定をしたというふうなことがあるようでございますが、今回、一つ一つの議案について、やっぱり議会の議決を要するという、その重みがあるような気がしておりますので、まず、今までの業務委託との違いといいますか、そういうものをお知らせ願えればというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

従前の管理委託と今回の指定管理者の違いということでございますけれども、今回の施設につきましては、従前も七浦地区振興会の方へ委託をお願いしておりました。ただし、その場合はあくまでも人的な委託ということでございましたけれども、指定管理者の方になりますと、やはり総合的にここの管理運営までしていただくというふうなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

課長今言われたように、単なる今までの仕事の業務委託の問題だけではなくて、総合的な立場から管理をしていただくというのが今回の指定管理者制度だと言われるわけですね。そうすると、やはりそういう意味で議会の議決も要るんだということなんでしょうね、今までのやり方との違いをですね。そのためには公募にしなきゃいかんとか、いわゆる公平公正とか、そういう問題も含めた形での指定管理者制度だというふうに私は理解をします。

それと、受ける側の組織の問題ですが、今は例えば水とまちなみの会とか、余暇センターきたじま、これはみんな非営利法人であったり、法人であったりすると思うんですね。その受ける側の組織というのはどういうふうなものであるというような、例えば、基準というのはおかしいんですが、そういうものがあるのかどうか、それをちょっとお聞きしておきます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の方からお答えいたします。

まず最初に、受ける側が法人なのかということでございますけど、個人以外だったら、団体であればどの団体でも結構ということが指定管理者制度でございます。

指定管理者制度の導入ですけど、従来の管理委託から、直営化もしくは指定管理者制度ということの導入ということで、これは法の施行後3年以内にどちらかに決めなければならないということで、来年の4月から今の鹿島市の公の施設につきましては、今回、議案審議をお願いしております議案につきましては、議会の議決をお願いしたいということで御提案をしているものでございます。

公の施設は、もう中西議員も御存じのように、公益的な管理運営が見込まれるのかとか、住民の平等利用の確保ができるかと、公の施設それぞれに設置目的がございますけど、その設置目的に合った理念等が、需要が見込まれるのかとか、管理経費の削減が図れるかということのメリットがございます。

今回、私どもは市の方で11月22日に庁議を開催いたしまして、その庁議の中で従来の管理委託をしているところに指定管理者に18年度からなっていただくということで、今回、庁議で決定をいたしまして、今議会に提案をいたしているものでございます。

それぞれ今回の議案に提案しております施設につきましては、過去数年にわたってそれぞれの団体で一生懸命活動をしていただいております、その団体だったらもう十分指定管理者として活動していただけるものとして提案をいたしているものでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

そこで今回、指定管理者となる団体の住所及び名称の中で七浦地区振興会という形がございます。先ほどの2件の特定非営利活動法人でもないし、財団法人でもないし、七浦地区振興会というものを、私も組織的にはよう知っておりますが、法的な面でどういうもんかなというのを今回、どうしても議会の議決をするにはやはりもう少し知っておきたいなということで、今回質問をいたしますが、七浦地区振興会ですね。ただ、今課長が言われたように、目的とか、あるいは公平的なものとか、そういうものがあれば個人以外はいいんだというようなことでしたが、七浦地区振興会というものの設立の目的、あるいは組織、あるいは代表者が今だれなのか、あるいは七浦地区振興会として総会とか、例えば、理事会とか、あるいはそういうふうな役員会とか、どういう名称であれそういうふうなことをされていると思います。

今回、前に出てきた事案は理事会なりを開催されて指定管理者制度の申し込みをされたということでございます。今回、七浦地区振興会においては、そのところをどのような手続をされておるのかまで含めて御説明をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

七浦地区振興会の指定管理者の指定の申請でございますけれども、これは地区の振興会の方の役員会に諮っていただきまして、その結果をもちまして、11月17日でございますけれども、市の方へ指定管理者の申請書が提出をなされております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

ですから、確認したいのは、いわゆる地区振興会の設立の目的ですよ、目的、組織。今それで代表者がだれなのか。例えば、もっときめ細かく言うと、いわゆる単なる任意団体ではいかんわけですよ。ある程度規則とか、例えば、決裁をするところとか、やっぱり組織的にきちっとしていないといけないと思うんですよ。そういうところで、七浦地区振興会の組織とかを改めて確認作業をしているわけですから、その確認をさせてください。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

まず、目的でございます。これは各地区に振興会があると思います。全く同じで、七浦地区の振興を図るというのが大きな目的でございます。

組織でございますけれども、七浦地区民全員がこの振興会員と。代表者でございますけれども、岩吉泰彦様でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

私が質問していることについて、例えば、きちっとした規則があるのかないのかということも聞いておるわけですから、そこも答えてくれないと、例えば、個人以外は指定管理制度には私のところはいいですよと役所は言っているわけですよ。だから、例えば、七浦地区振興会が法律上、どういうふうな立場になるのか。法人じゃないわけですからね。だから、これの確認をしているんです。振興会という組織がどういうものかということを僕は確認をしたいんです。だから規則がありますか、みんなで申し合わせた規則がありますかと、そういうことを聞いているわけですから。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

私も元七浦公民館主事でございまして、当時発足に携わってきた一人でございます。当然組織には規則がございます。そういうことです。

それと、さっき委託先を選定するときには、総務課長が申し上げましたように、法人、その他の団体であればいいというふうなことでございますから、私はこの七浦地区振興会にお願いするというふうなことでございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

規則でございますけれども、規則はございます。この中で「会員」というところで、「本会の会員は、七浦地区内に住所を有する者を正会員とし、その他の者を準会員とする。」という規則がございます。

それから、設立でございますけれども、昭和61年10月12日からということになっております。この組織でございますけれども、会長さんがおられまして、その下に副会長さんがおられまして、その下に理事、それから評議員、代表者というふうなことで、その下に地区住民の方がおられるということで、そういうふうな組織になっております。

以上であります。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

課長と部長の答弁の中で、やっと七浦地区振興会というものの組織というものがはっきりしてきたということになります。私もこの七浦地区振興会の事業がどうのこうのとか、気に食わないとか、そういう話をしているわけではありません。指定管理者として、指定管理者制度にのっとって議会の議決をするためには、やはり相手方というものをきちっとしていかなきゃいけないだろうと、整理をしてなきゃいかんだろうというふうに思うわけです。

今課長から申されたように組織も、会員の問題、あるいは設立の年月日、あるいは組織の問題、会長から理事会があると。今回は役員会を開かれて指定管理者の申請をされたという手続だと思います。

そこで、私もこれは昔の話になりますが、振興会のできる前か、できた後かわかりませんが、都立の蔵前工業高校が干潟体験に見えた。そのときに我々、福井議員を含めてですが、その当時はボランティアで参加をしていた。ところが、その後、やはりなかなか受け皿が——受け皿がじゃなくて、ボランティアだけではできないというふうなことで、産業振興会なり、いろんな形の住民の皆さんの意見ができて、そういう組織ができ上がったんじゃないかなというふうに思っておりますし、物産館じゃなくて、この次の展望館を含めて、そういうものが徐々にではあるけれども、発展して、今日に至っているというふうに理解をしておるところでございます。

ところが、この組織を、私は結局、民法で言う法人ではない、その他の団体ということだろうと思います。ただ、今お聞きしましたら組織的にもしっかりしているというふうなことで、いわゆる権利能力なき社団という考え方になるのかなと。いわゆる社団としての組織はある。ただ、権利能力がないというふうな組織じゃないかなというふうに思います。ですから、一応社団と同等な取り扱いをする組織であろうというふうに理解をしたいと思います。それで、そういう考え方に立っていいのかどうか。権利能力なき社団なんだという考え方でいいかどうかですね。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

かなり詳しく御質問いただいているようでございますけれども、先ほどから申し上げているように、法人、その他の団体であればいいというふうに条例を通していただいております。それに従って、我々はそれに沿って今回お願いをしたい。自然の館も能古見地区振興会の方に委託いたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

質問を続けますが、まあ明確な答弁がないから、私は勝手に権利能力はないけれども、団体という形でいくんだろうなというふうに考えます。その他の団体と言われても、例えば、代表者岩吉さんというのがありましたよね。今議員をされていると思います。代表者が議員だろうというふうに思いますね。そうすると、指定管理者の制度については議会の議決を経なきゃいかんということになるんですね。まあ身分は違ったにしても、いわゆる議会ものの承認事項になると、いわゆるその点については、何か私としてはちょっと違和感があるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今の御質問で、七浦地区振興会の会長は現市議会議員の岩吉泰彦様で監査委員をされております。そこまでは御質問の内容で聞いておりましたけれども、あとそれがどういうことというふうな御指摘でございましょうか、申しわけございませんが。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今回、議会の議決を経るわけですね。そしたら、岩吉議員は市会議員でございますから、議決を今度されますよね。だから、議員と代表者の身分の違いはあったにしても、果たしてそれが、いわゆる指定管理者制度を設けた趣旨に沿う公平とか公正とか、また、市の監査役もされておるわけですよ。指定管理者制度というのは5年間今回されるわけですね。多分、5年間本人がされるかどうかかわからないですけども、七浦地区振興会としては、その他の団体になりますので、権利関係ですよ。例えば、今回も多分契約じゃないけれども、委託契約もするのかな、きちっと結ぶんですよ、多分ね。その当事者になるわけですよ。鹿島市と七浦地区振興会という団体の名前だけでは多分契約はできないだろうと思うんですね。やはりその代表者の何々であるということですね。

法人の場合は代表の名前をわざわざつけなくても、例えば、財団法人であれば、財団法人鹿島市体育協会という角印でも恐らく契約はできるでしょうけれども、七浦地区振興会はその他の団体になるわけですから、やはり代表者というものが大きな意味を持ってくるんじゃないかなと私は考えているわけです、普通の法人と違うんですね。だから、そういう意味で、いわゆる代表者が、今回、議会の議決を要する議員であったり、あるいは市の監査役という

ことであれば、やはり公平、公正の運営がなかなかできにくいのではないかなというふうに思うわけです、そういうふうには私は思っております。部長、それでよろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

私の方からお答えいたします。

参考文献に、「長や議員本人又は親族が経営する会社も指定管理者として指定することができるか。」という問いでございますけど、その問いに対する答えは「指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で地方公共団体に代わって行うものであり、地方公共団体と指定管理者が一般的な取引関係に立つものではないため、いわゆる請負には当たらない。」ということでございます。したがって、地方自治法上の兼業禁止規定は適用されず、長や議員本人、または親族が経営する会社も指定管理者として指定することはできるということになっております。このことにつきましては、6月議会か9月議会でも、長の首長が指定管理者、経営する会社がということで質問がありましたけど、その旨のお答えをしたところでございます。

もう一つですけど、地方自治法上の監査委員との兼職等についてでございます。監査委員は次の職を兼ねることができないということで、地方公共団体の常勤の職員については監査委員になることができないと。また、衆議院議員とか参議院議員にあられましても監査委員になることはできないということがございます。また、兼業禁止規定でございますけど、先ほど申しましたように、請負をするものでないため、監査委員になることができるということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今の課長の答弁によると、当然そういうものを承知した上で、今回の指定管理者の申し入れに基づいてやっているというふうに理解してよろしいわけですね。請負ではないから監査役も兼職の規定には当たらないと。また、親族であっても指定管理者制度にはなれるというようなことございますが、この点については、やっぱり法律上、そういうことであればそれもできるということなんでしょうから、そういう議論はされている、当然された結果の結論でしょうけれども、なかなかはたから見ますと、これは別に個人を攻撃するわけじゃないわけですから——市長、笑ってはいけませんよ、こっちは言っているんですから。ぶうってしないでくださいよ。

そういうことで、ただ、何といたしますか、法律上はそういうことであろうと今理解をします。あと道義上、やっぱりそれは、例えばどうなのかなというふうな形を私は思います。こ

れはその地域の取り決めでしょうから、それについて、はたがどうこう言う問題でないかもしれんけれども、そのように私は思います。

もう一つ、株式会社七浦というのがございます。七浦地区振興会と株式会社七浦との関係ですね。当然、七浦地区振興会においても年間の決算書、あるいは財産の管理、そういうものは当然されておると思いますが、株式会社七浦との関係は振興会は今どういう関係で事業をなされておるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

今回御提案申し上げているのは、七浦地区振興会を相手先として選定していかがでございましょうかという提案でございます。確かに株式会社七浦の存在も私はわかっておりますけれども、経営内容とか、そういった関係を私が知った分でここでいろいろ言ったら、これまた間違ったことを言ったら失礼になりますので、そこまでは我々は把握をしておりません。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

そうすると、ちょっとまた振興会の組織の方に戻っちゃいますが、例えば、財産なり、今営利事業も振興会としては多分されていると思いますね。例えば、トイレの管理とか、そういう管理委託もあるでしょうけれども、それ以外に、例えば、物産館においては管理を受けておられると思いますので、例えば、その財産なり、あるいは年間の決算なり、そういうのがあろうと思いますが、それはあるんでしょう。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

七浦地区振興会の決算資料はございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

まあ企業ではありませんから、その財務内容まで明らかにせろとは言いませんが、毎年の決算書なり、あるいはそれから付録として出てきた財産の管理、そういうものについてはきちっと組織としてしてあるというふうに考えていいわけですね。

株式会社七浦との関係は、私は別の観点から後でお聞きをしたいと思います——きょうじゃないですよ。きょうは株式会社七浦のことについてはいいんですが、そのようにしたい

と思います。

とにかく結論としては、七浦地区振興会は組織としても規則があつて、総会もあつて役員会も開かれ、会長、副会長、あと評議員、その他組織も、そのようにしっかりしておると。代表者にとっては現職の議員、あるいは市の監査委員であるけれども、何ら法律上触れているところはないと。いわゆる単純に言えば、兼職の禁止規定にも該当しないというふうに理解をしてよろしいわけですね。そのように理解をせろということですね。わかりました。

ただ、今後、やはりその他の団体というけれども、その他の団体については、やっぱり検証をしなきゃいかんと思うんですよね。従来の実績はあるかもしれんけども、初めて指定管理者制度の中で指定をして、5年間それをやるわけですよね。だから、そういう意味では、やっぱり自分のよう知っている団体であれども検証をして、例えば、会議でもいろんな議論が出たということでございますから、そういう議論が出たことを私たちが知れば、まあ議会の議決もあり得るのかもしれないと。やっぱりそういうものが出てこないと、説明不足だどうしても賛成に回られんなというところが出てくると思います。結論としてはわかりました。その他の団体という位置づけで七浦地区振興会を考えていると。

ただ、5年間という長い期間になりますので、ここが法人とそうでない、その他の団体との違いがあると思うんですよ。やっぱり代表者がかわること、このことのときに、やはり一回一回議会の議決を経るのか、あるいは法人と同等の扱いをすると。だから、その他の団体であれ、代表者がかわったであれ、それをそのまま5年間やるということなのか、最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者の指定期間は、今、中西議員が申されましたように、一応鹿島市につきましては、5カ年をめどにいたしておるところでございます。この指定管理者制度につきましては、9月議会におきましても、市長の方から議員の皆様十分に説明をすると議会で答弁がっております。18年度、今回の議案に提案いたしております指定管理者につきましては、19年の4月に各指定管理者から事業報告書を市に提出していただきまして、それを議会に報告するというところでございまして、19年度の中旬、6月以降になりますと、この事業報告、指定管理者の実績等が皆様方に十分説明することができるのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。今、中西議員の方から質問がなされたものとほぼ同じでござい

すが、私は指定管理者の代表が鹿島市議会議員、そして、鹿島市議会議員から選出された監査委員ですね、そのことについて、このことは法律的には何ら問題がないと。これはさきの議会でも確認されたことであるので、私も承知をしております。そういう中で、いろんな有識者の意見にも上げられておりますが、できたら、極力こういうときは配慮をすべきという項目にもなっているわけですが、配慮をすべきというふうに全く考えておられないのか。個人の名前が出て本当に恐縮なんです、今はそういう代表を務めていらっしゃるということだと思いますが、今後、こういうことがそれぞれまたいろんなところに出てくるとは思います、全く同じ取り扱いが私はされていくんじゃないかと思っています。このことは何らこういうふうなものに触れないんですが、兼職について、私は配慮をすべき問題だというふうに考えるものでございますが、全く配慮等は必要でないというお考えなのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

兼職については、先ほど総務課長がお答えしましたとおり、請負という解釈ではございませんので、現在のところ、その配慮をする考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

配慮すべきというふうに考えていらっしゃるということなんですが、私としては、私たち議員はそれぞれいろんなことがわかっておりますが、このことが市民の立場からなると、監査をする側と監査を受ける側、それぞれ同じ者がいて、本当の意味の審査ができるだろうかというふうな不審も出てくる可能性がございます。私はその辺を心配するのでございますので、現在はいたし方ないといたしましても、今後、でき得る限り、こういうふうなものが想定されるときは、やはり配慮をしていくべきじゃないかなというふうに考えています。このことについては考えていないということですので、私の考えはそうであります。

それからもう一つなんですが、指定管理者で、ここの物産館においては利益が出るわけだと思えます。そういう利益が出た場合、委員会等でお聞きした場合、利益が出たその分について、次の委託をするときにその分を差し引くといいますか、利益の出た分がいろんな経費の削減というふうに管理運営の削減にもつながるというふうなこともおっしゃっていましたが、この辺については私の考えが間違っているのか、認識がですね、その辺について確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

例えば、使用料を取るような施設でございますれば、使用料である程度の利益が上がったというふうな場合は、次年度以降は、当然、指定管理者の委託料あたりも協議をさせていただきますけれども、あとはそういうふうな仕様が合わないという場合は、その経営の実情を見ながら、委託料等は協議をしていきたいということで思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

もうけを追求することにはなりません、できるだけ、利益が出た場合はすべてを没収といたしますか、そういう形にするのではなくて、やる気とか、工夫を認めた中で2分の1ぐらいの還元をしていくのも妥当じゃないかなと私は思います。こういうふうなことをすることによって、経費削減だけをもくろむものではなくて、やる方のやる気等も十分に勘案をしていただきたいというふうに考えるものでございますが、今後はどういうふうな考え、まあ今後になると思いますが、考え方をお聞かせをしてほしいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ちょっと論点を整理せにゃいかんですけど、市の方でその人になる権利があるものを剥奪することはできません。したがって、今回の場合は七浦地区振興会の会長に4月1日から本人さんになるかならんかは本人さんが配慮するかせんかで、そのあたりの問題なんです。市の方が、その人になる権利があるのをあんた遠慮してくんさいとか何とか、そういう問題ではありません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私が質問したとの差し戻しのような形で今答弁がなされたわけなんです、そのことについて市の指導をしてほしいんじゃないかと、配慮してもらえるかどうかということをお聞きし、そして、配慮は今すべきじゃないという答弁があったから、私は私の考えを述べたわけでございます。そのことがいけないとか悪いとかじゃなくて、私の考え方を述べて、その答弁をいただいた、そういうふうに思っています。

私がただいま御質問したのについては答弁があっておりますが、お願いをしたいと思

ます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者制度につきましては、公の施設に対する民間活力の導入ということの大きな目的がございます。民間活力といいますと当然利益を上げる企業等も参入してきますので、その企業の利益を市がすべて吸い上げてということは考えておりません。その辺につきましては、今後話し合いを持ちながら、うちの市の委託料を少し減らすとか、現状でいくのか、そこら辺はその事業実績に基づきまして協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ただいまいただいた答弁の中で、今後やはりそれぞれが創意工夫をして得られたものについては、考えていくという御答弁だったので、それで了解としたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。私はこの指定管理者制度問題については、項目はどれであろうと、本来の条例ができる段階から、いろんな問題を指摘しながら反対の態度をとってきましたので、きょうも黙って座っとこうと思っておりましたが、今の論議を聞いておりますと、ちょっと質問せざるを得なくなったと思います。

まず一つ目、私が最初の条例制定のときに市長にお尋ねしたと思いますが、ちょっと議事録を持ちませんので、私のうろ覚えで言うので、申しわけありません。これは指定管理者としては、市長とか市長の親族なんかもできることになっているんだと。だから、それをどがん思うかというようなことで、そういう内容も聞いたと思いますが、そのとき市長はできるけど、そういうことはあり得ないというような意味の——間違っておったらごめんなさい、そういう答弁だったと私は覚えています。今、まさに市長の身内、市長じゃないですが、そういう問題が起きてきたわけですね、現に。極端に言えば。公的な仕事をする人、特に議会に所属する人、もう具体的に名前が出ましたからね。そういうことで、今からも起きてくる問題です。特に議会議員というのはやっぱり地域の信頼あってなしてもらっていますから、いろんな団体の代表になることだっていっぱいあると思うんですよね。

そういうことになりますと、極端に言えば、すべての指定管理者の代表が議員だったとし

たっておかしくないわけですよ。もちろん、そういうことにはなり得ないでしょうがね。だから、そういうことを食いとめていくということは大事だと思うし、そのためには、法的には問題はないかもわかりませんが、その辺については鹿島市が独自で、条例の中にもそういうことは避けるという文句を、一文句入れるということも私は必要じゃないかということを今の審議の中で感じたわけですが、その辺についてはどうでしょう。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市長と議員では若干違うと思うんですね。それで、私が答えたのは、私がもし受ける側の立場に立った場合に、私なら受けないでしょうということを言ったわけですよ。それで、議員も、私の議員さん像というのは地域の中で、例えば、振興会とかなんとかも、地域の住民の皆さんと一緒にあって一生懸命やると。たまたまそこに会長という職にあられるということで、それを排除はしておりませんから、市の条例でそれを排除するというようなことはいたしませんと。

それで、先ほども言いましたように、受ける側の立場として、その方がそのときにどういうふうにならざるかということになると思いますということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

うたい方としては、強く排除というようなこととかでなくても私はいいと思いますが、それなりの歯どめ策といいますか、それはもう当然法で認められているけんよくさと言えばそれまでですがね。やっぱり公の仕事ということになりますので、その辺は今後やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思います。

次に行きます。先ほど寺山議員の方から利益が出た場合の問題が出ましたね。私は、この指定管理者制度について反対の態度をとってきた一つの理由はそこにもあるんですよ。例えば、指定管理者として指定をして、そこで例えば、入場料を取ったり、いろんな今みたいに事業をされていて利益があるという場合のね、その辺とのかみ合わせの取り扱いというのが全くはっきりしていないと思うんですよ。

例えば、先ほどは利益が出た場合にはお話し合いをして、その分委託費を少なくするとか、話し合いをするというふうな旨の御説明がありましたが、じゃあ、もし利益が出ないで赤字が出た場合には、まずの目標としては財源を削減するためにやっていることが、それを本来なら継ぎ足していかなといかんということになりますから、何のためやったかなということになるわけですね。

それから、利益が出た場合は話し合いでやります。ここがね、悪の温床になっていくんで

すよ。そうでしょう。そうするならするで、ちゃんとした規定をうたって取り扱わんとだめじゃないですか。利益が出た場合には何%の云々とかね。それは、私は管理費としては管理費としてやるべきですし、利益の還元問題はまた別の形ではっきりとそういう事業を取り組むとか、その他金を伴う問題にしては、はっきりとちゃんとした規定をつくった上で取り組まんと、これは大きな問題が出てくる可能性があるんですよ。例えば、ほかのところでもっと大きな第三セクターの問題とか、いろんな行政と民間と一緒にあった取り組みをやって、今、大型の第三セクターなんていうのはことごとくつぶれてきておりますが、そういう中で問題が起きたのはその辺でしょう。それがあっちゃいけないんですよ。

だから、やっぱりその辺を、この問題を取り扱っていくについては、一番大事なところがはっきりとうたわれてきていないんですよ、これまでの一連の条例が出た中で。私はそういう、まだまだ不安定な部分があるので、この指定管理者制度には反対をしてくれているんです。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

若干御説明をさせていただきますが、この指定管理者につきましては、今回、12月で議会の議決、これは、その指定管理者となる団体の住所及び名称あたりが可決をしていただいた場合に、今後、この決定された団体とどういった形態で、どのくらいの委託料でどのくらいの収益を見込めるか、そういったところの協定を結んでいきます。ですから、個々の施設ごとにこの状況というのが違ってきますので、一概に条例とか規則とかで決めていくことができないというような状況でございます。それで、各協定書によって、その施設委託料が幾らであるとか、そういったものを今後決めていくというような段階になっております。

それで、この指定管理者につきましては、先ほど来御質問あっておりますように、大都市で何千万円というような収入があるところでも、その取り扱いについてはなかなか苦慮をしているようでございまして、思いがけなく削減ができた場合、その上がった利益のうちの何%を仮に言えばボーナスでその団体に払い戻すと。そのうちの何割かは市の方に戻してもらおうとか、そういったやり方の模索をしております、こういったことをこの協定書の中に盛り込んでいくというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は、今の部長の答弁は逆じゃないかと思うんですけどね。これこれしかじかの条件でお願いをしたいですが、受けていただけますかというはっきりした、そっちが先じゃないん

ですか。私はそう思います。そうじゃないと、決めてからその人たちといろいろ条件を話し合うて、それはその話し合いの場でどがんでんなわけですね。私たちが今これだけみんな努力して財源の削減をしようとしている中で、そういうことだったら、本当にそういう目的の達成は、私は非常に困難だと思います。

それから、例えば、料金などを取る問題で私ここで申しましたが、つい最近のでは博多座のあの第三セクターというんですかね、博多座の問題を言いましたがね。市としては5億円のお金ですか、毎年つぎ込んでいるのに、黒字だということで、どうですか、無料のチケットをたった3回の公演で6億円もむだ遣いするようなことだって、何だってしようと思えばできるんですね。そういう問題がもう既に全国では出ています。うちにはそんな大きなもんじゃないと思いますがね。やっぱり少しでも最初から慎重にいくことが大事だと思うんですよ。ただ、これをしてそれからしますよと。逆ですよ、やり方が。私は思います。もうあと答弁要りません。

こういう条件だから、こういうふうにしてお願いします、そういうことで管理者を選ぶということ、私はそのことが大事だと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

暫時休憩をいたします。

議会運営委員会を直ちに開きたいと思いますので、議運委員長よろしくお願いいたします。

午後2時14分 休憩

午後2時42分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第78号、第79号に関する審議につきましては、地方自治法第117条の規定により、岩吉議員には議場から退席をお願いいたします。

〔岩吉泰彦君 退場〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 鹿島市干潟物産館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

賛成多数であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第79号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 議案第79号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第79号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

議案書の11ページでございます。

鹿島市干潟展望館の指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市干潟展望館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字音成戊1922番地19、名称が七浦地区振興会でございます。

指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 鹿島市干潟展望館の指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

〔岩吉泰彦君 入場〕

日程第9 議案第80号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9．議案第80号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第80号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書は12ページでございます。

鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者を選定したので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、鹿島市勤労者福祉センター。

指定管理者となる団体の住所及び名称、鹿島市大字高津原3354番地、鹿島市勤労者福祉協議会。

指定の期間、平成18年4月1日から平成23年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第80号 鹿島市勤労者福祉センターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第80号は提案のとおり可決されました。

日程第10 事務検査に関する動議

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10．事務検査に関する動議の審議に入ります。

提出者の提出理由の説明を求めます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

事務検査に関する動議の提出、提案理由の説明を行います。

この動議は、平成15年度に執行された「さくら通りポケットパーク整備工事」に関して、地方自治法第98条にのっとり、事務の検閲検査を行うものであります。

当事業に関しては、平成16年9月議会に一般会計決算認定が付議されて以来、審査の過程で必要とする設計図書の閲覧、または資料提出を執行部に対して再三求めてまいりましたが、執行部は非公開とすべき情報との立場をとってこられました。そのため、肝心な部分が示されないままでの議会審査を余儀なくされてまいりました。一たん議会審査の焦点として俎上に上ったものが、執行部の説明責任不足、あるいは確認すべき公文書が提示されないという、そうした審査環境をやむなきものとして処理することは議会としてとる立場ではないという判断から、去る3月議会に同様の動議を本議会に提出いたしました。議会全体の意思とはなり得ませんでした。

しかし、ことし10月5日、当事業について、一般市民からの情報開示請求をきっかけに執行部は一転して広く開示する方針に変更されたわけであり。これまでの審査過程でも明らかなように、当工事事務の執行に当たっては、幾つかの点について過剰設計と思われる部分が指摘されております。問題を精査、確認すべきものと考えます。すなわち、それはチェック機関としての本市議会が負託されている、市民の前に説明責任を果たす議会本来の責務にほかなりません。本市議会として、地方財政法第3条にいう、予算編成に当たっては正確な財源補そくと予算計上を行わなければならないという規定と、同第4条にうたう、最少限の費用で最大の効果を上げなければならないという規定に基づく、議会の正当な手続によるチェックを図ろうとするものであります。

以上の提案理由を申し上げ、以下、動議の内容について読み上げて、事務検査に関する動議を提案いたします。

事務検査に関する動議

下記により事務検査に関する動議を提出する。

記

本議会は、地方自治法第98条第1項の規定により、次の事務検査を行う。

1、検査事項

(1) 平成15年度執行「さくら通りポケットパーク整備工事」に関する事項。

2、検査の方法

文書により次の報告を求める。

- (1) 設計図書一式
- (2) 工事打ち合わせ簿並びに工事写真
- (3) その他、事務検査の過程で必要と認められる書類

3、検査の付託

本検査は、総務・文教厚生・産業建設の各常任委員会から各3名、合計9名をもって構成する特別委員会に付託して行う。

4、検査権限

本議会は、1に掲げる検査を行うため、地方自治法98条第1項の権限を同特別委員会に委任する。

5、検査期間

この検査は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中も検査を行うことができる。

平成17年12月8日

鹿島市議会議長 小池幸照様

提出者 鹿島市議会議員 谷口良隆

賛成者 鹿島市議会議員 森田峰敏

水頭喜弘

青木幸平

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

提出者に質問します。

8日の一般質問にて、パーゴラの見積もりを自分で伊万里外材よりとられたとのことですが、その際、市が建設したポケットパークのパーゴラの費用はかんながけをし、製品化し、塗装をし、組み立て金具まで入れた、また、鹿島までの運送料込みの金額を言われたと思いますが、提出者が示された伊万里外材の見積もり金額は素材だけなのか、また、市と同じように製品とし、鹿島まで持ってきた金額なのかを答えていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

質問にお答えをいたします。

パーゴラの部材にかかわる費用でございます。つまり、組み立て、運送費、これは別途で

す。（「製品じゃなかわけ。塗装とか、かんながけもびしゃっとした……」と呼ぶ者あり）
（発言する者あり）（「いんにゃいんにゃ、そこまで僕は言いよらん」と呼ぶ者あり）だから、部材費です。加工、組み立ては別途です。（「いや、加工、組み立てじゃなくて、私が聞いたのは」と呼ぶ者あり）もう一回。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

もう一度質問します。

私が聞いたのは、そのままだけで素材なのか、それとも市がぴしゃっとして上げていた、かんながけをし、製品として、それにまた塗装等をして、それに取りつけ金具も含めて、そして、鹿島まで持ってきた金額を伊万里外材でとられたのかということを今質問しているわけですよ。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいまお答えをしましたとおり、部材費です。したがって、加工、組み立て費は別途です。市が計上してある形状と同じ状態での対比をしたものを見積もって出していただいたものです。

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

市はぴしゃっとして製品になして、取り付け金具もつけて鹿島まで持ってきた値段を、ここに上げた値段が 2,610 千円ですかね。これはこの間の 8 日の谷口議員の質問でも組み立て、据えつけの手間を除いての部材の費用としてあつですもんね。で、2,610 千円で言っておられますもんね。それと材木の、伊万里外材からとられたとの比較で言われたと思いますけど、それだったら製品としてぴしゃっとして取り付け金具まで持ってきた値段とは相当な開きが出てくると思いますが、そこはどうですかね。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市の設計図書です。私がいただきました資料に順を追ってページを打っておりますが、その 7 ページに詳細、パーゴラ工事に関する形状がなされております。パーゴラ工事の内訳として、パーゴラ、バラウ材、イロコ材、取り付け金物ともということで 1 項目あります。これが 2,610 千円ということで計上されております。その下に、同上組み立て据えつけ手間と

というのが、別途一式 298,500円ということで計上をされております。

私が見積もりをとりましたのは、このパーゴラの部材に対応する部分ですね。つまり、イロコ材の角柱のはりの 150掛ける90、この規定に基づく製品を納入していただく場合、幾らの見積もりになりますかというものをとったものを、この間も示しましたように、こうした形で見積もりを出していただいたということでございます。したがって、組み立て費は、別途市の方も計上されております。（「全然話の違ごうとる。私が質問したと全然違う」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

今の答えは、結局、製品にして組み立てだけは別だけど、全部鹿島まで持ってきた値段まで含んでのことだと思いますがね、あなたの今の答弁はと思いますけど、それでいいのですか、本当に。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

本当にいいんですかと、本当にいいから言っとるんです。（「はい、そんならよかです」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8 番（橋川宏彰君）

それでは、次にですけど、見積もりを伊万里外材からいただかれた柱材、今さっきちょっと言われておりましたけど、イロコの柱材ですね、その長さ、厚み、幅、本数、材積、それと、その単価と見積もりをとられた金額を教えてくださいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういうことの検査をしたいからこそ、事務検査で数字的な精査をやりたいというふうに提案理由で申し上げているところなんですけど、柱のイロコ材が長さ3.5メートル、寸法が150掛ける 150、数量が20で、合計 954千円。はり、バラウ材……（「いや、はりはまだ聞いとらん。柱だけしか聞いとらんよ」と呼ぶ者あり）それじゃ今の答弁でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

8 番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

長さが、きょう全協でもらった市の資料では 4.2メートル。これは 3.5と 4.2メートルの違いがあるわけですね。

それでは、次のバラウのはり材の長さ、また厚み、幅、本数、それも長さが違うやつもあると思いますので、その辺も詳しく見積書のとられたとで説明していただければと思います。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

はりが 6.2メートルの分が寸法 150掛け 9 の数量10本 259,470円、 3.5メートルの分が同じ寸法で18本 233,300円、 4.2メートルの分が 2本で27,220円となっております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

今のあれでいきますと、本数がちょっと私がしよったとでは合わなかったようですので、もう一度、本数の方をゆっくりと言っていたきたいと思いますけど。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

もう一度申し上げます。

はりが 6.2メートルの長さの分が 150掛け 9 の数量が10本で 259,470円、 3.5メートルの分が同じ寸法で18本 233,300円、 4.2メートルの分が 2本で27,220円。これをずっと数字の照合を今からやっていきますか。（「いいえ」と呼ぶ者あり） こういう照合をするために事務検査をやるんですよ。（「聞きよっだけやっけん、あなたそこまで言わじよかと」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

私たちがきょうの全協でもらったはり材の総数は40本、今、谷口議員が言われたはり材の総数は30本ということで10本ほどの差がありますけど、そこが私としてはなぜかなという疑問が残りますが、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

提出者谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私が部材の見積もりをとったのは、市で設計をされました設計図をもとに見積もりをしていただいたものでありまして、その見積もりについて誤りはないというふうに考えております。照合をいたしたいというのが事務検査です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま審議されております平成15年度執行「さくら通りポケットパーク整備工事」に関する問題で、私は意見を申し上げたいと思います。

15年度の決算の前ですかね、工事が完了した直後から、複数の市民の人から「あの公園に18,000千円もかかったのね」とか、ちゃんとした「さくら通りポケットパーク」という名前があるにもかかわらず、「18,000千円公園」という、その名が知れ渡りました。

私は正直申し上げまして、その詳しいことがわかりませんでしたので、議会の中の質問、決算委員会のときももちろんそうですが、どういう状況になっているのかと、理由がわかれば納得いくということで、いろんなことについて質問をいたしました。決算のときも、ほかの質疑のときにも、それを解明することができませんでした。そして、本会議において設計書の閲覧を許すということで担当課の方に行きましたら、分厚い設計書を見せていただきました。正直申し上げまして、私は全くそういうのは素人ですので、ぱらぱらと見ただけで、その内容がわかるはずがありません。肝心なところを写そうとしましたが、写すことを拒否されました。そういう状況の中で、私もわからないばかりに疑問が深まっていったのは事実です。

そういうことで、ほかの方たちからのいろいろな動きもあり、今回、開示請求をすることによって、その詳しい資料を手に入れることができました。私がここにも持っておりますが、ここにある資料、また、見せていただいた資料の中で、素人ながらもどうなのかなという疑問に思う部分が多々ありました。私はこのことについてはどうであろうと明らかにする必要があるということを思っています。

そういうことで、今回これが出されましたが、私が心配をしますのは、例えば、この事務検査が行われる場合には、各委員会から3名出て9名の委員をもって審議をするということになるわけですが、私自身は何としてもこれを明らかにしていく部分はしなくちゃいけないという考えがありますが、このことによって私自身がその委員会の中に入れるかどうかという保証は全くありません。私はいろんな形で排除されることが多いのです。これも保証

ができないわけです。そういういろんな問題もありまして、私はこの問題に関しては、みずからの手で調査をしていくために監査請求を出すということをしてしたいと思います。

そうすることで、こういうことをすることについては異議はありませんが、今回のものについては、私は退席をさせていただくということの意見を申し上げまして、終わりにしたいと思います。

〔松尾征子君 退場〕

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

私は、今回のさくら通り商店街、ポケットパーク整備工事について提出された地方自治法98条、事務検査の動議に反対の立場で討論をいたします。

このポケットパークは、さくら通り街路事業、道路拡張に伴い、中心商店街活性化事業の一環として、魅力ある商店街づくり助成事業の補助を受け、完成したポケットパークです。

地元商店街より長年要望が強かったショッピングセンターピオとの回遊性を持たせるため、地元商店街でのイベント開催、休憩所として利用していただき、商店街でもこの公園が完成後、大変喜んでいただいております。この公園を整備するに当たり、事前に地元商店街、商工会議所、行政とも協議を重ねられ、地元の要望に沿った形で進められ、設計委託、工事契約、工事完了まで何も問題もなかったと思われます。

この整備工事については、補助金の範囲内での工事を念頭に置き進められていること、また、今後、疑義があれば執行部は誠意を持って応じる考えがあるということでもあり、必要であれば産業建設委員協議会での調査も可能であると考えます。

よって、今回の動議に反対をいたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

私は、平成15年度事業として建設されたさくら通りポケットパーク工事の事務検査を行う動議に賛成の立場で討論します。

もとより議会の責務は行政事務のチェックを本務であると認識しております。さくら通りポケットパーク事業は、昨年9月議会に平成15年度の一般会計が決算認定に付されて以来、同11月に行われた決算特別委員会、同12月定例議会の議を経て今日に至っておりますが、本年10月に一般市民による情報公開条例による情報開示請求、一部非開示を不服とする異議申し立てを経て一転、係る設計図書一式がすべての黒塗りを排除し、全面開示が行われました。全面開示された設計図書を閲覧すれば、去る8日に数名の議員から指摘されているように、設計上、過剰設計の疑いが見受けられ、執行部はそのことに関して適切な説明責任を果たし

たとは言えないものに終始しております。

本動議は、それらの点について、地方財政法3条、正確な予算計上義務並びに同4条、歳出について最少の経費で最大の効果を上げる義務の法的観点に立って、議会のチェックが十分果たされたとは言いがたい現状から、地方自治法98条による事務検査を行おうとするものであります。

行政事務の公開がこれだけ声高に叫ばれているとき、係る経過と現状に即すならば、直ちに事務検査を行い、一日も早く市民の前にその結果を明らかにさせる責務をひとしく期待されていることを、この場における採決結果にあらわすことが求められていると存じます。

以上の理由により、賛成討論いたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

私は賛成討論をいたします。

このポケットパークの件については、1年以上議会で議論してまいりましたが、この件については、行政の手法に対して疑問を持っており、全協でも何回となく説明がありましたが、この全協が開かれることに不信を持っております。けさ、早朝より全協が開かれ説明がありましたが納得いきません。議会は議決権、検査権、調査権、不信任議決権、請願受理権等あります。議員の権能であると思っております。

このポケットパークについても、最終的にはマスコミも取り上げ、新聞各紙に報道されたもので、情報開示がなされ、今議会の一般質問でいろんなことが明らかになりました。この事務検査の動議がなされ、もし採決で否決をされれば、一般市民の方々から、ただいま松尾議員も言われたように、監査請求がなされた場合、議会議員の資質を問われることとなります。私は採決をなされて、議員で事務検査をして議会で解決すべきだと思っております。議員という自覚を持って良識ある判断をお願いしたいと思います。

終わり。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。事務検査に関する動議については、本動議のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、本動議は否決されました。

これをもちまして、本日の日程を終了いたします。

次の会議は明14日、午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 21 分 散会